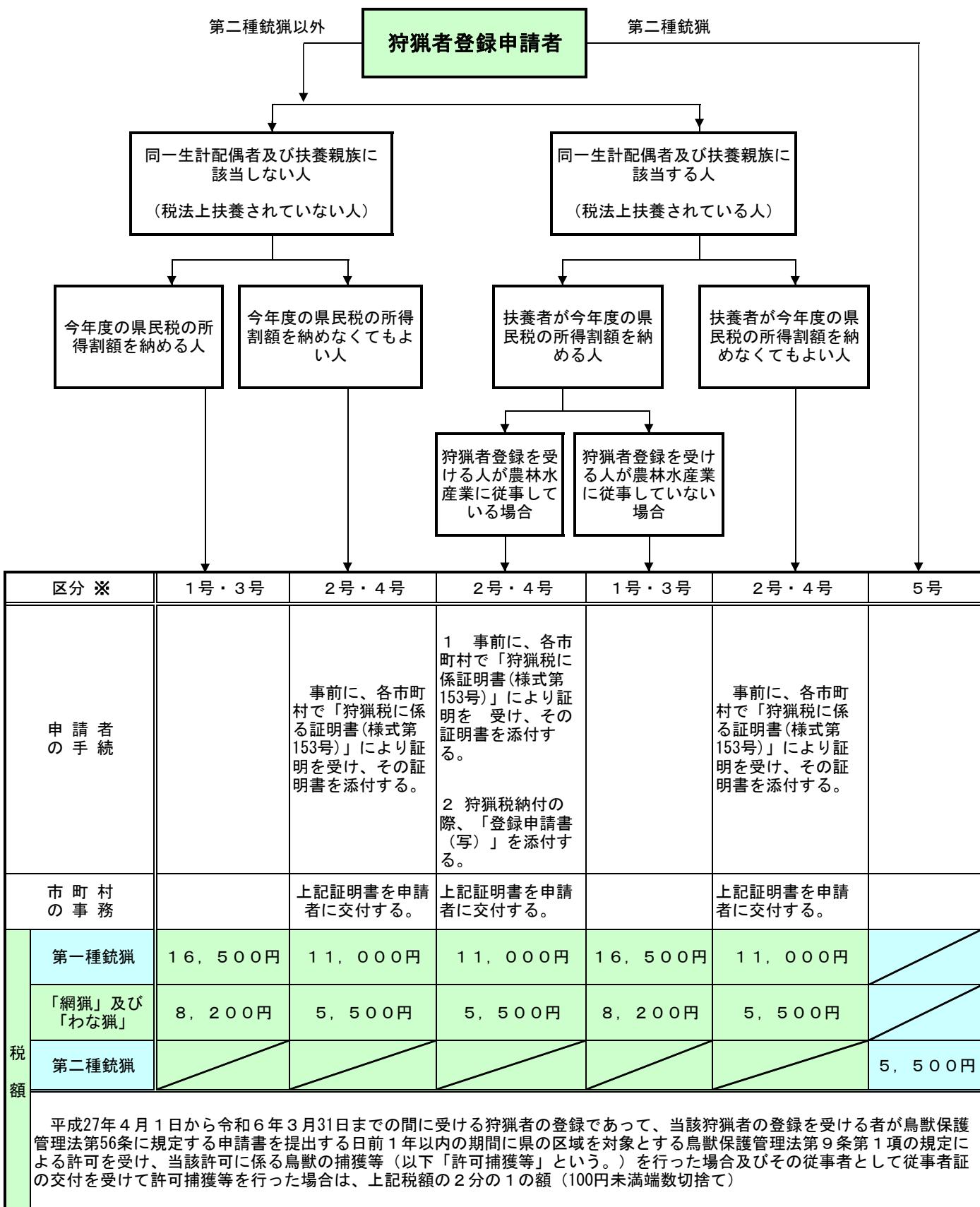


「狩猟税」の税額区分表



※ 区分の号は、長野県県税条例第141条第1項の該当する号

※ 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31までの間に行われたとき及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和6年3月31までに間に行われたときは、当該対象鳥獣捕獲員及び捕獲従事者に対しては、狩猟税は課さない